

新旧料金表（勝浦市の区域）

【一般用】

（1か月分、税抜き）

基 本 料 金			
改定前 8m³まで		改定後 8m³まで	
1,700円		1,870円	
超 過 料 金			
水量	改定前 (1m³につき)	水量	改定後 (1m³につき)
9～20m³	220円	9～20m³	220円
21～50m³	310円	21～50m³	310円
51～100m³	390円	51～100m³	390円
101～500m³	390円	101～500m³	390円
501m³以上	450円	501m³以上	450円

【工場用】

（1か月分、税抜き）

基 本 料 金			
改定前 500㎥まで		改定後 500㎥まで	
75,000円		75,000円	
超 過 料 金			
水量	改定前 (1㎥につき)	水量	改定後 (1㎥につき)
501㎥以上	270円	501㎥以上	270円

【水道メーター使用料金】

(1か月分、税抜き)

口径	改定前	改定後	差額
13mm	80円	100円	20円
20mm	140円	200円	60円
25mm	160円	300円	140円
40mm	300円	500円	200円
50mm	1,500円	4,000円	2,500円
75mm	2,000円	4,700円	2,700円
100mm	2,500円	5,100円	2,600円
125mm	4,000円	6,200円	2,200円
150mm	5,400円	7,400円	2,000円
200mm	8,000円	8,000円	0円
250mm	9,900円	9,900円	0円

【改定後モデルケース】 (一般用、1か月分、メーター使用料込み、税込み)

使用水量 (目安)	10m ³	20m ³	50m ³
メーターの口径	20mm		
改定前料金	2,508円	4,928円	15,158円
改定後料金	2,761円	5,181円	15,411円
差額	253円	253円	253円

水道料金（新料金）の計算例

（勝浦市の区域で水道メーター口径20mm、2か月で41m³使用した場合）

（計算方法）

水道料金は、2か月に一度、水道メーターの検針を行い、使用水量に応じて1か月ごとに算定します。1か月分の使用水量は、検針水量の2分の1として計算します。（端数は、前月分に算入します。）

基本料金・超過料金・メーター使用料金を合算し、その合計に消費税を加えた金額が水道料金となります。

（計算例）

使用水量が41m³の場合は、前月分21m³と後月分20m³に分けて計算します。

前月分 21m ³ の計算			
基本料金	8m ³ まで	1,870円	1,870円
超過料金	9～20m ³	12m ³ ×220円＝	2,640円
	21～50m ³	1m ³ ×310円＝	310円
	計		4,820円
メーター使用料金（口径20mm）			200円
小計	税抜額		5,020円
	消費税額		502円
	税込額		5,522円

後月分 20m ³ の計算			
基本料金	8m ³ まで	1,870円	1,870円
超過料金	9～20m ³	12m ³ ×220円＝	2,640円
	計		4,510円
メーター使用料金（口径20mm）			200円
小計	税抜額		4,710円
	消費税額		471円
	税込額		5,181円

（前月分と後月分を合算）2か月の水道料金、税込み

前月分 5,522円 + 後月分 5,181円 = 合計 10,703円